

群馬大学医学部附属病院幹部会議規程

令和 6. 4. 23 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第3条の5第2項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院幹部会議（以下「幹部会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 幹部会議は、病院に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 運営機能の強化に関すること。
- (2) 財政基盤の安定化に関すること。
- (3) その他病院長が必要と認める事項

(組 織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 事務部長
- (4) その他病院長が必要と認める者 若干人

(議 長)

第4条 幹部会議に議長を置き、病院長をもって充てる。

2 議長は、幹部会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した副病院長が、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 幹部会議は、原則として月1回開催する。ただし、病院長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 幹部会議が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事 務)

第9条 幹部会議の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹部会議に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月23日から施行する。